

## 水道事故災害対策本部設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震等の災害や重大な事故が発生し、又は発生のおそれがある場合で、富里市災害対策本部を設置するまでに至らない段階での水道事故災害に対し、迅速かつ効果的な応急対策の実施及び水道事故拡大防止のため設置する水道事故災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (構成)

第2条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、水道事業管理者の市長をもって充てる。

3 副本部長は、水道課長をもって充てる。

4 本部員は、水道課職員のほか、水道事業に従事した経験を有する職員（富里市防災会議条例（昭和40年条例第9号）第3条第5項に規定する委員を除く。）及び水道事業所内の水道課職員以外の職員（以下これらを「緊急支援職員」という。）をもって充てる。

### (職務)

第3条 本部長は、本部を総理し、副本部長及び本部員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (班の設置)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に班を置くことができる。

2 前項の規定に基づく本部に置く班及び当該班ごとの業務は、別に定める危機管理マニュアルによる。

### (本部の設置及び解散)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部を設置

し、本部長の職務を行う。

- (1) 100戸以上の給水世帯が4時間を超える断水のおそれがある水道施設の損壊があったとき。
- (2) 4時間を超える施設稼働停止のおそれがある停電又は施設の異常があったとき。
- (3) 水質汚染により100戸以上の給水停止を行うとき。
- (4) テロ危険活動等の情報を入手し、危険と判断したとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

2 本部長は、対策活動が完了したとき又は災害等発生のおそれが解消したときは、本部を解散する。また、地域防災計画による災害対策本部が設置されたときは、本部を解散し、地域防災計画に基づき活動する。

(緊急支援職員の出動要請)

第6条 本部が設置された場合は、本部長又は本部長の指示を受けた副本部長が、緊急支援職員の出動を要請する。

- 2 出動要請を受けた緊急支援職員は、所属長の承認を得て出動するものとする。ただし、事前に承認を得ることが難しい場合はこの限りでない。
- 3 本部長は、災害の規模拡大により更に人員を要すると判断したときは、他部署職員の応援を要請することができる。

(緊急支援職員の業務内容)

第7条 緊急支援職員は、別に定める危機管理マニュアルによるほか、本部長が必要と認める業務を行うものとする。

- 2 副本部長は、前項に定める業務を円滑に行うため、本部長の指示を受け、平時において、緊急支援職員に対し研修等への参加を要請することができる。

(本部の設置場所)

第8条 本部は、水道事業所内事務所に設置する。ただし、水道事業所内で事故が発生し、水道事業所内事務所に設置が困難な場合は、富里市役所本庁舎内に設置する。

(関係部署への連絡)

第9条 本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに関係部署に連絡するものとする。

(補則)

第10条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。